

資料 3

坂井市まちづくり協議会に関する規則	確認事項
平成 27 年〇月〇日 規則第〇〇〇〇号	平成 27 年 4 月 1 日を 施行予定
(目的) 第 1 条 この規則は、坂井市まちづくり基本条例（平成 23 年坂井市条例第 14 号。以下「条例」という。）第 30 条の規定により、地域住民により自主的に設立されたまちづくり協議会（以下「協議会」という。）に関して必要な事項を定める。	まち協に関する組織・雲影等に係る事項を規則にて規定する。 ※上位規定はまちづくり基本条例
(定義) 第 2 条 この規則における用語の意義は、以下のとおりとする。 (1) 地域住民 市内の一定の区域に在住、在勤若しくは在学する個人又は同地域内で活動する法人その他の団体をいう。 (2) 行政区 字の区域その他一定の区域における住民の自治組織で、市が行政事務を取り行う単位として認めている団体をいう。	→他の定義はまち基本条例を踏襲
(協議会の名称等) 第 3 条 協議会の名称と協議会の事務所を置くコミュニティセンター（以下、「センター」という。）は別表のとおりとする。	→現行のまちづくり協議会について記載
(協議会の役割) 第 4 条 協議会は第 1 条の目的を実現するために、地域の課題解決や地域づくりのための企画を立案し、具体的な取り組みを行うこととする。	
(地域住民の役割) 第 5 条 地域住民は、地域課題の解決に向けて行動するため、協議会の活動に積極的に参加するように努める。	
(協議会の要件等) 第 6 条 協議会は、次に掲げる要件を満たすよう努めることとする。 (1) 区域内の全ての行政区が参加し、地区区長会と一体となった組織体制、または強い連携を構築していること。 (2) 区域内にある各種団体等を可能な限り構成団体に含めること。 (3) 区域内の地域住民に開かれたものとし、住民が自由に活動に参加できること。 (4) 地域住民の意見を反映し、民主的で透明性を持った運営を行うこと。 (5) 組織の運営に当たる役員や代表者は、民主的に選出されること。 (6) 組織、会議、会計及び財産の管理等を明記した規約を定めていること。	→区長会との関係を記載 →各種団体の取り込み →開かれた組織、人材の供給 →民主的な運営

(協議会の取組み) 第 7 条 協議会は、第 4 条の役割を果たすため次に掲げる取組みを行う。 (1) 地域の課題について調査・把握し、市と協働して課題の解決に努める。 (2) 地域の資源を活用し、地域の活性化を図る。 (3) 地域づくり活動において、センターが実施する社会教育・生涯学習事業を活用する。 (4) 前各号に掲げるもののほか、地域づくりに関し必要があると協議会が認める事業	→コミセンが行う従来の公民館事業に対するまち協の連携・協力
(報告) 第 8 条 協議会は、事業年度当初に事業計画書、収支予算書、役員名簿を市長に提出するものとする。 2 協議会は、事業完了後速やかに実績報告書、収支決算書を市長に提出するものとする。 3 市長は、前 2 項の報告を受けた場合に、協議会に対し必要な指導・助言を行うことができる。	
(協議会の連携) 第 9 条 協議会は、より効果的な取り組みの実現のために、他の地域の協議会との情報交換や連絡調整を行い連携協力するよう努める。	→まち協地区連絡会の開催
(市の支援) 第 10 条 市は、第 1 条の目的を実現するために、協議会の自主性及び主体性に配慮しながら、協議会と連携して協働のまちづくりを確立するための人的、財政的及び情報発信等の支援を行う。 2 市は、前項の支援を行うにあたり、協議会と市行政に協力する各種団体とが連携を高めるよう働きかけを行うものとする。	→財政的：まちづくり交付金 →人的：行政の全庁的な取り組み・対応、職員体制（まちづくり推進課、地域振興課）、教育委員会（社会教育指導員）等
(補則) 第 11 条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。	
(施行期日) 1 この規則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。	

別表（第3条関係）

名 称	事務所を置くコミュニティセンター
みくに地区まちづくり協議会	三国コミュニティセンター
雄島地区まちづくり協議会	雄島コミュニティセンター
加戸・公園台地区まちづくり協議会	加戸・公園台コミュニティセンター
新保地区まちづくり協議会	新保コミュニティセンター
浜四郷地区まちづくり協議会	浜四郷コミュニティセンター
三国東部まちづくり協議会	三国東部コミュニティセンター
三国木部まちづくり協議会	三国木部コミュニティセンター
鳴鹿まちづくり推進協議会	鳴鹿コミュニティセンター
磯部地区まちづくり協議会	磯部コミュニティセンター
たかむくのまちづくり協議会	高棕コミュニティセンター
たかとの郷づくり協議会	高棕東部コミュニティセンター
城のまちまちづくり協議会	丸岡コミュニティセンター
のうねの郷づくり推進協議会	長畝コミュニティセンター
竹田の里づくり協議会	竹田コミュニティセンター
江留上まちづくり協議会	春江南コミュニティセンター
春江中部まちづくり協議会	春江中コミュニティセンター
春江西部地区まちづくり協議会	春江西コミュニティセンター
大石地区まちづくり協議会	大石コミュニティセンター
春江東部地区まちづくり協議会	春江東コミュニティセンター
東十郷まちづくり協議会	東十郷コミュニティセンター
大関まちづくり協議会	大関コミュニティセンター
兵庫地区まちづくり協議会	兵庫コミュニティセンター
坂井木部地区まちづくり協議会	坂井木部コミュニティセンター